

1. はじめに

(1) シンジケートローン契約にかかる変更契約調印手続の現状

シンジケートローンの契約期間中において契約内容を変更することは少なくなく、変更の内容も下記の通り様々である。

- ① 借入人の確約の変更（財務制限条項等の追加もしくは削除等）
- ② スプレッドの変更（スプレッドの引上げもしくは引下げ）
- ③ コミットメントフィー料率の変更
- ④ 返済スケジュールの変更（期限の延長もしくは短縮を目的とする元本弁済日の変更、増額もしくは減額を目的とする元本弁済金額の変更）
- ⑤ 定義の変更
- ⑥ 契約金額の増額を目的とするトランシェの追加
- ⑦ 保証人の追加もしくは脱退
- ⑧ 担保の追加や解除等
- ⑨ シンジケート団解散によるシンジケートローンの解体 等

現在の実務においては、通常、かかる変更の都度、契約に従い意思結集等の手続きを踏んだ上で、契約当事者の全員がそれぞれ記名押印し、シンジケートローン変更契約の調印が行われている（「全員調印方式」）。

この場合、変更契約調印の実務として、貸付人は自己の代表者又は代理人が記名押印した調印書類を作成してエージェントに郵送し、エージェントは各貸付人から郵送される調印書類を確認し、変更契約書を製本し、原本を保管し、写しを契約全当事者に送付することが一般的である。

(2) 本検討の内容

本公表文では、エージェントが貸付人を代理して変更契約を締結する方式（「代理調印方式」）の法的論点を検証し、実務的な留意点を示すこととする。

なお、本公表文に示す論点及び留意点は代理調印方式の採用に伴い問題となり得る全ての事項に対応するものではなく、実際の導入にあたっては、変更契約締結に関する様々な個別事情に応じて、ここに記載する以外にも考慮を要する事項が存在しうることに留意願いたい。

2. 法的論点

「代理調印方式」の法的論点は以下の通りであり、詳細については別添のメモランダムを参照されたい。

- ① 「代理調印方式」の法的有効性：
「代理調印方式」により締結された変更契約の効果はシンジケートローン契約の当事者に有効に帰属するか。
- ② エージェントの責任：
「代理調印方式」によりシンジケートローン契約の変更契約を締結する場合、エージェントが無権代理人の責任や委任契約違反の責任を負うこととなるか。

3. 実務的な留意点

「全員調印方式」及び「代理調印方式」での変更契約締結までの流れは、概ね下記の通りである。

	「全員調印方式」	「代理調印方式」
①	借入人からエージェント宛に変更依頼書が送付される。	借入人からエージェント宛に変更依頼書が送付される。 (メモランダム：別紙1)
②	エージェントは、変更依頼書を全貸付人に（通常、FAXにて）通知する。（エージェント→全貸付人）	エージェントは、変更依頼書を全貸付人に（通常、FAXにて）通知する。 (メモランダム：別紙2)
③	エージェントは、全貸付人に変更依頼書を通知する際、併せて当該変更内容の諾否を貸付人に依頼する。（エージェント→全貸付人）	変更契約書の最終案が作成された段階において、エージェントは当該変更契約書（案）をメール等で貸付人に送付する。
④	エージェントは、変更内容が反映された変更契約書（案）をメール等で貸付人に送付する。	エージェントは、全貸付人に変更契約書（案）を送付する際、併せて「(変更依頼が反映された) 変更契約書の内容の諾否回答」及び「エージェントによる代理調印に対する諾否回答」を貸付人に依頼する。 (メモランダム：別紙3 上段)
⑤	貸付人は、一定の検討期間後、エージェントへ当該変更内容の諾否回答を行う。	貸付人は、一定の検討期間後、エージェントへ「(変更依頼が反映された) 変更契約書の内容の諾否回答」及び「エージェントによる代理調印に対する諾否回答」を行う。(メモランダム：別紙3 下段)
⑥	エージェントは、貸付人からの諾否回答を確認し、貸付人の回答結果を借入人及び全貸付人に通知する。 (エージェント→借入人・全貸付人)	エージェントは、貸付人からの諾否回答を確認し、貸付人の回答結果を借入人及び全貸付人に通知する。 (メモランダム：別紙4)
⑦	エージェントは、調印される変更契約書の内容が確定したことを確認した後、調印事務を開始し、借入人及び貸付人に調印書類作成を依頼する。	エージェントは、 <u>調印される変更契約書の内容が上記③で貸付人に送付した変更契約書（案）と同一であることを確認した後</u> 、調印事務を開始し、借入人に調印書類作成を依頼する。(エージェントは貸付人の代理人として記名押印する)
⑧	借入人及び貸付人は、代表者又は代理人が記名押印した調印書類をエージェントに郵送する。	借入人は、代表者又は代理人が記名押印した調印書類をエージェントに郵送する。
⑨	エージェントは、借入人及び貸付人からの調印書類を確認し、製本し、原本を保管し、写しを借入人及び全貸付人に送付する。	エージェントは、借入人からの調印書類を確認し、製本し、原本を保管し、写しを借入人及び全貸付人に送付する。

(1)代理調印する変更契約内容

上表の通り、「全員調印方式」においては、借入人からの変更依頼に対して、貸付人は、変更内容の諾否を回答し、別途エージェントから送付される変更契約書の内容を確認の上、調印事務を行う。

一方、「代理調印方式」においては、エージェントに対して変更契約締結の代理権限を付与する必要があるため、貸付人の諾否回答としては、「(変更依頼が反映された) 変更契約書の内容の諾否回答」に加えて「エージェントによる代理調印に対する諾否回答」も必要となる。

(貸付人からの回答が代理権付与の証拠となることから、エージェントの立場としては、かかる回答書面の管理に注意する必要がある。)

また、メモランダムの「1.前提事実③(v)」に記載の通り、(i)エージェントにより代理調印される変更契約書は、(ii)貸付人が承諾の意思決定の前提として検討した変更契約書(案)と形式面及び実質面において同一である必要があることに留意しなければならない。

従って、エージェントから貸付人へ諾否回答を依頼する書面(メモランダム:別紙3様式)では、上記(ii)に相当する契約を以下の記載等により特定している。

- エージェントが平成●年●月●日[●時●分]の電子メールにより送付した変更契約書案
- エージェントが平成●年●月●日の電子メールにより送付した変更契約書案(ファイル名:●●.docx)

しかし、実務においては(貸付人からの修正依頼等により)上記(i)と(ii)における変更契約書の内容が異なる場合があり得る。

この場合の対応としては、エージェントは最終確定した内容の変更契約書を貸付人に送付するとともに、改めて貸付人の承諾の意思確認を行うことが必要となる。

こうした対応を行わない場合、メモランダムの「4.検討(2)(c)結論」に記載の通り、変更契約の締結がエージェントに付与された代理権の範囲内の行為であるか否か等を巡り、エージェントの責任が問題となることとあり得ることとなることに留意が必要である。

また、貸付人においても行内(社内)手続の観点から、(i)エージェントが実際に調印する変更契約書と(ii)貸付人が代理権付与の前提とした変更契約書(案)の内容が、形式面及び実質面において同一であることを確認する必要があると思われる。

(2)借入人に対する説明

現状のシンジケーション取引では「全員調印方式」が主流であることから、「代理調印方式」とする場合は、「代理調印方式」により締結される変更契約の効果はシンジケートローン契約の当事者に有効に帰属することを十分に説明することが実務面で必要と思われる。

(3)「全員調印方式」と「代理調印方式」の使い分け

これまでの「全員調印方式」が主流である中、「代理調印方式」が加わることで、いずれの方式で変更契約の締結を行うのが適当かとの迷いが出てくることが予想される。

この点については、専らエージェントの判断によることとなるが、変更契約の内容、貸付人の行内(社内)での「代理調印方式」の許否、借入人の理解度、貸付人の数等に応じた使い分けとなることと思われる。

4. おわりに

現状の「全員調印方式」に加えて、「代理調印方式」の導入を検討する上で必要な一定の法的論点及び実務的な留意点は整理がなされたものと思う。

一方で、「代理調印方式」では貸付人自らの記名押印がなされない契約書となるため、貸付人の行内（社内）規定上許容されない場合があることも考えられる。

今般の検討が「代理調印方式」の国内シンジケーション市場への浸透の契機となり、今後の個々の案件における調印事務の利便性向上の一助になることを期待する。

以 上